

■保険金・給付金のご請求手続は、受取人ご本人から行っていただきます。

ご請求内容によって、受取人は以下のとおりとなります。

一般的なケース

1. **被保険者がお亡くなりになったとき**
死亡保険金、死亡給付金など…契約時または名義変更時に指定された**死亡保険金受取人**または**死亡給付金受取人**です。
2. **被保険者が所定の障害を負われたり、入院・手術をされたとき**
高度障害保険金、重度障害保険金、介護保険金(年金)、入院給付金、手術給付金など…受取人は原則として**被保険者**です。
※法人契約など、契約時に「契約者」を受取人として指定する場合もございます。

【その他のケース】

3. **保険料の払込免除を請求される時**
契約者からのご請求となります。同時に、入院・手術給付金のご請求をされる被保険者と異なる場合はご注意ください。
(こども保険・こども進学保険・学資保険における契約者死亡・高度障害の場合は、被保険者からのご請求となります。)
4. **家族型(妻・子型)の保険金・給付金を請求される時**
家族死亡保険金、家族入院給付金、家族手術給付金など…受取人は**主契約の被保険者**です。
5. **こども保険・こども進学保険・学資保険とパックで加入された医療保険の入院・手術給付金を請求される時**
入院給付金、入院見舞給付金、手術給付金など…受取人は**契約者**です。
6. **受取人が未成年者の時**
保険金・給付金受取人の**親権者**または**未成年後見人の同意**が必要となります。
7. **受取人がお亡くなりになっている時**
受取人の法定相続人からのご請求となります。

■受取人ご自身が請求できない事情があるとき

身体状況など特別な事情により、受取人ご自身が請求できないときには、代理人が請求できる場合があります。そのような場合は、まず配偶者さま、お子さまなどのご親族よりご連絡ください。あらかじめ代理人を指定しておく「**指定代理請求特約**」もございます。

■「指定代理請求特約」について

被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者ご自身が請求できない次のような事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「**指定代理請求人**」が、被保険者の代理人として請求することができます。

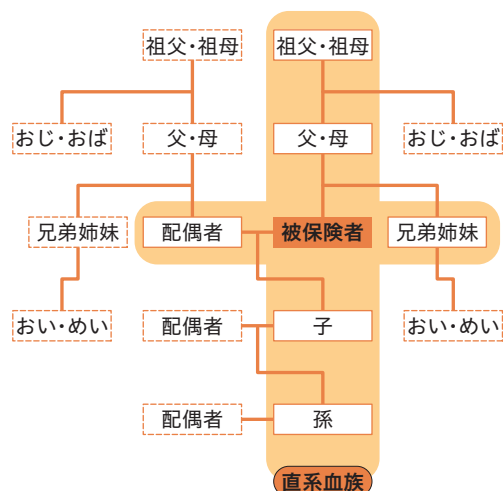
①代理請求できる場合

- ・被保険者が意思表示ができない状態のため、保険金・給付金などを請求できないとき
- ・被保険者ご自身が、がんなどの傷病名や余命の告知を受けていないため、保険金・給付金などを請求できないとき

など

②指定代理請求人の範囲

- 次の範囲内から1名ご指定いただけます。
なお、指定代理請求人は保険金・給付金などのご請求時において、この範囲内であることが必要です。
- ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の兄弟姉妹
 - ・上記以外の被保険者の3親等内の親族(被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。)



☐の方は同居または生計を一にしていることが必要です。

③代理請求の対象となる保険金・給付金など

- ・被保険者が受取人となる保険金・給付金など
- ・契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除

お願い

指定代理請求特約を付加された場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として保険金・給付金などを請求できること」を必ずお伝えください。

■保険金・給付金の請求書類について

お客さまから保険金・給付金のご請求手順のご連絡をいただいたあと、弊社担当者より必要書類をお届けいたします。受取人ご自身が書類に記入・押印してください。

【死亡保険金請求書類の例】

書類名	書類の説明・ご留意点など
保険金等請求書	請求人ご自身が記入・押印してください。
死亡診断書(死体検案書)	保険種類・保険金額によっては、簡易なお取扱いもございます。
住民票	被保険者の死亡事実の記載があるもの。
印鑑登録証明書	死亡保険金受取人の印鑑登録証明書です。

【入院・手術給付金請求書類の例】

書類名	書類の説明・ご留意点など
給付金等請求書	請求人ご自身が記入・押印してください。
入院・手術証明書(診断書)	ご請求内容によっては、簡易なお取扱いもございます。
事故報告書	事故・ケガが原因での給付金請求において、事故状況をご記入ください。
交通事故証明書(写)	交通事故の場合、自動車安全運転センターに交付をご依頼ください。
ご家族の続柄を証明する書類	被保険者が未成年の場合に必要です。 住民票など。

※ご請求内容によって、上記以外の書類の提出をお願いすることがございます。住民票・印鑑登録証明書などの公的書類は、発行日より6カ月以内のものをご提出ください。

※ご請求内容によっては、診断書などを必要としない簡易なお取扱いがございます。詳しくは担当のお客さまアドバイザー、弊社お客さまセンターへお問合わせください。

■診断書取得費用相当額のお支払いについて

診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となります。

ただし、保険金・給付金をまったくお支払いできなかった場合で、かつ弊社所定の要件を満たす場合には、診断書取得に負担された費用相当額として弊社所定の金額をお支払いします。(ご負担額実費ではありませんので、あらかじめご了承ください。)